



# SHINJUKU

11  
2022  
vol.222

企業にも街にも活気 地域をつなぐ法人会



連載 新宿法人会オリジナル  
**防災** 働く人のための地震防災マップ 拡大版——その③

3回シリーズ

小冊子プレゼント

「こんな制度があったのか! 中小企業税制 活用ガイド」  
「令和4年版 基礎からまなぶ消費税」



新宿法人会HP



C O N T E N T S

**女性部会 第10回**  
税に関する絵はがきコンクール…………… 1~2

**法人会の租税教育活動**  
第33回わいわい広場…………… 1

**年末調整説明会開催のお知らせ**…………… 2

**税務署だより**  
税を考える週間 これからの社会に向かって …… 3

**新宿都税事務所からのおしらせ**  
都税事務所等へ来所せずにお手続きができます/  
昨年度に引き続き、令和4年度も小規模非住宅用地の  
固定資産税・都市計画税を減免します(23区内) …… 4

**『地球温暖化対策報告書』に取り組み、  
光熱水費削減を!**…………… 5~6

**【最終回】新宿法人会オリジナル  
働く人のための地震防災マップ  
拡大版(3回シリーズ)——その⑧**…………… 7・8

**【最終回】会社の防災対策を考える⑤**  
若い人の力を借りて~これからの防災 …… 9

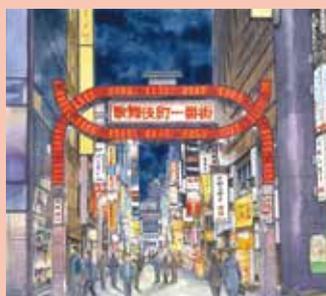
**【最終回】税金なんでもQ&A Vol.43**  
新型コロナウイルス感染症の影響で  
休業させられた従業員に支給した休業手当は  
年末調整する必要がありますか? …… 10

**【連載】実践! 税務調査**  
税務調査は詰めで決まる …… 11

**法人会活動**  
報酬・料金等の源泉徴収事務セミナー/やさしい  
法人税のしくみ/西部ブロック研修会・交流会 …… 12

**新会員ご紹介/小冊子プレゼント**…………… 13

**11月・12月 法人会イベント/  
おすすめ本/珈琲たいむ**…………… 14



新宿の街の風景 17  
歌舞伎町一番街

表紙イラスト・松井伸佳(まつい のぶよし)  
1956年生まれ・武蔵野美術短期大学卒業。  
1981年小島良平デザイン事務所を経て、フリーランス・イラ  
ストレーター。リアル表現を柱に広告・パッケージ媒体にお  
いて、手描きスタイルに拘って活動中。

女性部会

第10回 税に



審査会の模様と  
「税の作品展」開催お知らせ

国税庁の後援を受け、女性部会主催の「税に関する絵はがきコンクール」が、新宿税務署管内の公立小学校を対象に実施されました。

10回目となる今回は15校から683点の応募があり、将来を担う子どもたちが税について考え、その大切さを表現した素晴らしい作品ばかりで、各賞の選考には時間を要しました。

受賞された作品は、本誌裏表紙に掲載しております。また、当会ホームページで過去の受賞作品も含め見ることができます。右頁QRコード参照。

税の  
作品展

11月11日(金)~17日(木)  
新宿区役所本庁舎1階ロビー

11月14日(月)~30日(水)予定  
東京信用金庫 中井駅前支店

法人会の  
租税教育  
活動

第33回  
わいわい広場

3年ぶりに開催!



(写真はR1.12)

小・中学生を対象に「税金クイズ」を実施します。  
クイズの回答者全員にロッテのお菓子等の豪華  
景品をプレゼント!是非ご来場ください!

開催日: 12月4日(日) 時間帯: 10:00~15:00予定  
場 所: 角筈地域センター8階 西新宿4-33-7  
※時間帯など変更となる場合がございます。事前にご確認ください

新宿区立角筈地域センター TEL: 3377-1373

# 関する 絵はがきコンクール



## 審査会の模様



▲選考に頭を悩ます高野会長と成相署長・新宿税務署幹部の皆様



▲熟考する川名部会長と女性部会役員

新宿法人会HP  
絵はがきコンクール  
QR



活動報告



## 令和3年度の時の 展示模様

◀(左)東京信用金庫 中井駅前支店での展示、(右)新宿区役所本庁舎1階ロビーでの展示



受賞作品を見学される  
吉住区長



## 年末調整説明会 開催のお知らせ



サンプル動画

☆令和2年度サンプル動画公開中!

<https://youtu.be/PVNFpuvGUKc>



### ①オンライン説明会 (新宿法人会員限定)

日時：10月17日～12月23日まで公開  
(2時間程度)

会場：YouTube (期間中いつでも視聴できます!)

講師：外部講師(現地説明会と同等内容)

参加費：無料

申込方法：右記QRコードから

セミナー参加方法：

前日までに、動画 URL と資料をメール

申込QRコード



- ・毎年11月に「新宿文化センター」にて税務署、区役所と共催で行っていた説明会が今後開かれなくなりとなりました。
- ・年末調整について学べる貴重な機会となりますので、奮ってご参加ください。

### ②全法人向け説明会 (全法人対象)

日時：11月11日(金) 14:00～16:30

会場：BIZ 新宿(1F 多目的ホール) ※西新宿 6-8-2

※年末調整関係諸用紙の配布はありませんので、ご注意ください。

定員：200名

講師：新宿税務署担当官・新宿区役所担当者

参加費：無料

申込方法：下記QRコード or FAX

申込締切：11月7日(月)

◎法定調書関係説明(DVD 上映/説明)

担当：新宿税務署(約30分)

◎給与支払報告書及び給与所得者異動届出書について

担当：新宿区役所(約15分)

◎年末調整関係(DVD 上映/説明)

担当：新宿税務署(約80分)

申込QRコード





## 都税事務所等へ来所せずにお手続きができます

主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続きできる仕組みを設けております。ご自宅等からお手続きが可能なので、ぜひご利用ください。



### 申告

- ✓ 電子申告
  - ・eLTAX
  - ・東京共同電子申請・届出サービス
- ✓ 郵送(所管事務所 宛)

### 申請・届出

- ✓ 電子申請・届出
  - ・eLTAX
  - ・東京共同電子申請・届出サービス
- ✓ 郵送(所管事務所 宛)

### 納税

- ✓ スマホ決済アプリ
- ✓ ネットバンキング・モバイルバンキング
- ✓ クレジットカード納付
- ✓ eLTAX 電子納税
- ✓ 口座振替

### 証明の取得

- ✓ 郵送
  - 〒112-8787
  - 東京都文京区春日1-16-21
  - 都税証明郵送受付センター
- ✓ 電子申請
  - 東京共同電子申請・届出サービス

### ◆来所される場合は…

窓口の待ち人数をスマートフォン等で確認できます。  
事前チェックにご活用ください！



※各種サービスのご利用条件・方法等の詳細は、  
主税局ホームページをご覧ください。



←主税局HP

## 昨年度に引き続き、令和4年度も 小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税を 減免します(23区内)

一画地における非住宅用地の面積が400㎡以下であるもののうち、200㎡までの部分について、固定資産税・都市計画税の税額の2割を減免します(個人、又は資本金・出資金の額が1億円以下の法人等が所有するものに限る。)。減免を受けるためには、令和4年12月28日までに申請が必要です。

- 未申請の方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、8月までに「固定資産税の減免手続きのご案内」を送付しております。減免の要件を確認の上、ご申請ください。
- 同一区内で前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。
- こちらの申請については、インターネットでもお手続きができます。

**お問合せ先：新宿都税事務所（新宿区に所在する土地について）03-3369-7151(代)**



東京都新宿都税事務所(相談広報担当)  
新宿区西新宿7-5-8 (03-3369-7151)



主税局公式 Twitter は、  
こちらからどうぞ！



# 『地球温暖化対策報告書』に取り

## 1 「地球温暖化対策報告書」制度とは

事業所のエネルギー使用量や省エネ対策を把握して、毎年1回、東京都に報告する仕組みです。

## 2 対象



所有または使用している、都内の事業所（オフィス・工場・店舗など）が対象です。

※住居は対象外 ※年間原油換算エネルギー使用量1500kI以上の事業所（大規模事業所）は対象外

## 3 「地球温暖化対策報告書」に取り組む主なメリット

1

電気や水道等の使用量を把握する習慣がつき、**光熱水費の削減につながります。**

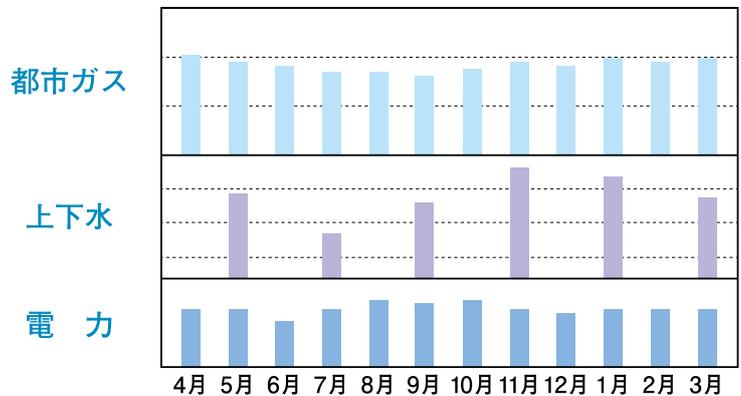
2

温暖化対策に取り組む事業者として、**東京都ホームページに掲載されます。**

3

省エネ機器導入費用に応じた**事業税の減免制度などへの申告が可能になります。掲載されます。**

使用量の把握が、節電・省エネの第一歩です



### ●電子データでの提出

地球温暖化対策報告書作成ツールを利用して作成した場合は、電子データによりCD-Rなどの媒体に保存してご提出ください。

※可能な限り、電子データでの提出をお願いします。



# 組み、光熱水費削減を！

法人会は  
CO2削減に  
協力しています。

## 「地球温暖化対策報告書」の作成方法・提出方法

手順 1

地球温暖化対策報告書のホームページから、提出書・その1・その2の様式をダウンロードします。  
(GoogleやYahooなどで「地球温暖化対策報告書作成様式」と検索)

- ・ **地球温暖化対策報告書提出書** 地球温暖化対策報告書を提出する際の表紙です。
- ・ **地球温暖化対策報告書 (その1)**  
地球温暖化対策を提出する事業者に関する事項を記入する様式です。(事業者につき1枚作成します。)
- ・ **地球温暖化対策報告書 (その2)**  
地球温暖化対策報告書制度の対象となる個々の事業所等について、それぞれ作成する様式です。  
(事業所等ごとに1枚ずつ作成します。)

手順 2

「地球温暖化対策報告書 (その2)」(エクセルファイル)に入力します。

- ① 事業所の基本情報 (事業所名、住所など)
- ② 前年度のエネルギー等の年間使用料 (電気・ガス・上下水など)
- ③ 事業所の温暖化対策 (照明の間引き・省エネ機器導入など)



手順 3

「地球温暖化対策報告書 (その1)」(エクセルファイル)に入力します。

- ① 事業者の基本情報 (事業者名など)
  - ② 事業者の温暖化対策 (取組方針など)
- ※特記事項欄に「新宿法人会の会員として取り組んでいる」とご記入ください。



手順 4

「地球温暖化対策報告書 (提出書)」(ワードファイル)を印刷し、記名します。

- ① 代表者名・連絡先など



手順 5

その1・その2を印刷し、提出書とあわせて、下記の窓口に提出 (郵送または持参)

- ※新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、原則として窓口による受付を休止しております。  
可能な限り郵送・配達していただきますようご協力をお願いいたします。
- ※直接窓口へお越しになる場合も、電話にて事前予約をお願いいたします。

ご提出期限： **12月15日(木)** ※任意提出の場合

ご提出窓口・お問合せ窓口 ※作成方法など、お気軽にお問合せください。

クール・ネット東京 (東京都地球温暖化防止活動推進センター)

〒163-0810 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号新宿NSビル10階

☎ **03-5990-5061**

# 新宿法人会オリジナル 働く人のための地震防災マップ 拡大版 — その目



〔凡例〕

- 特定緊急輸送道路
- 緊急輸送道路

※災害時に緊急輸送などを円滑に行うために指定された道路。  
「特定」はさらに主要な幹線道路。

<大震災発生時の交通規制>  
・環状7号線から、都心方向への車両の通行が禁止  
・次の路線では、消防、警察、自衛隊等の緊急自動車専用道路となり、一般車両は通行できません。  
「高速道路」「国道20号線（甲州街道）」  
「白目通り」「新白目通り」  
・「青梅街道」は緊急交通路に指定され、災害発生時緊急輸送に従事する車両以外は通行できません。

地下にもぐっている鉄道

広域避難場所

※主要な避難場所のみ表記しています。

一時集会场所

一時的に避難する場所として指定されている場所。公園や広場が指定されている場合が多いです。避難所・広域避難場所に移動するための中継地点。基本的には、水や食料の備蓄はされていません。

避難所（学校など）

災害が起こった時に、一時的な生活を営む場所として滞在するための施設。飲料水・寝具（災害時に使う毛布など）が備蓄されていて、トイレも完備しています。

避難所及び医療救護所（小・中学校）

避難エリア

地区内残留地区

地区の不燃化が進んでおり、万一が火災が発生しても大規模な延焼火災のおそれなく、広域的な避難を要しない区域のこと。

災害拠点病院・連携病院

帰宅困難者一時滞在施設

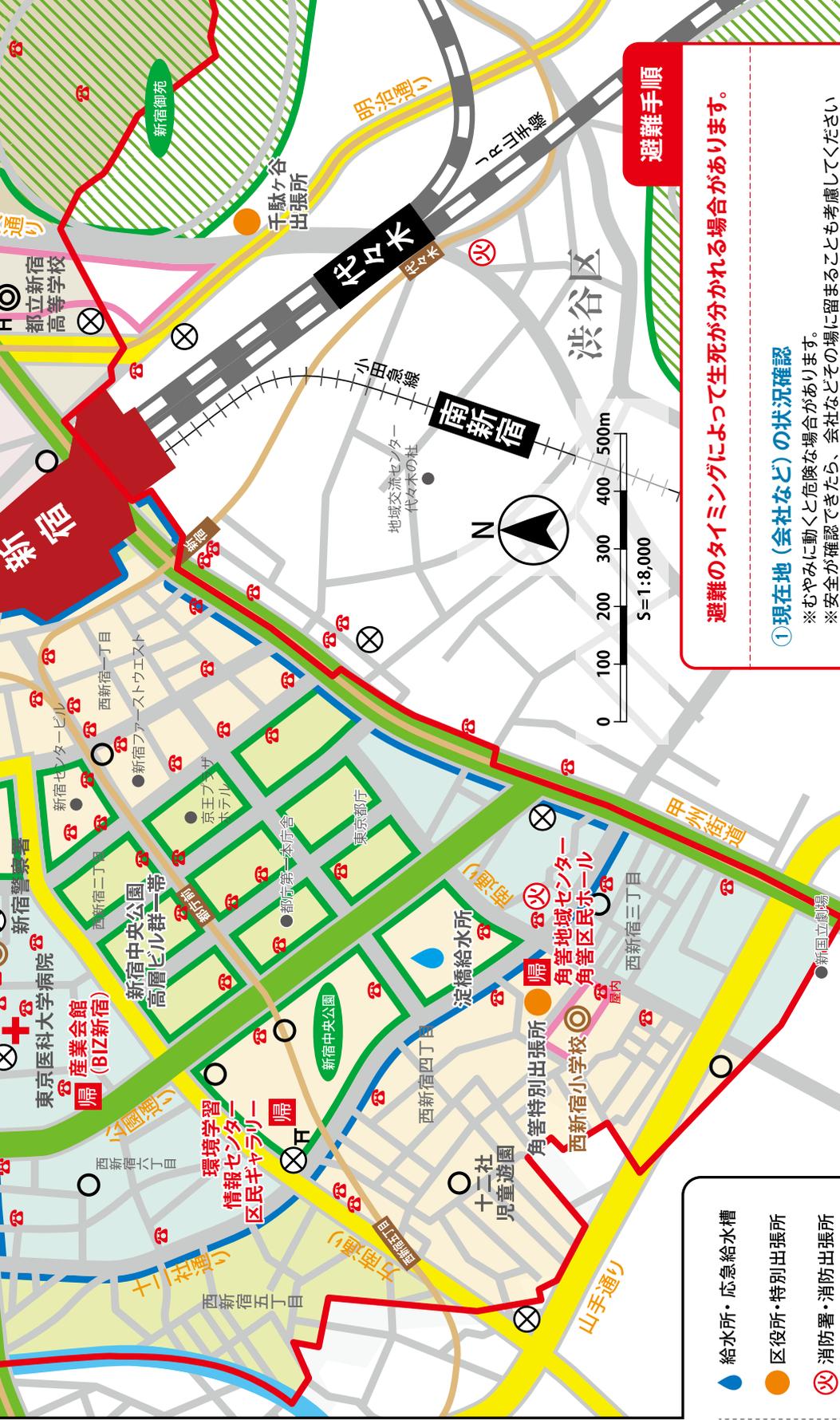
大地震等による帰宅困難者が待機できる場所を提供することを目的とした施設です。身体的には、外出中に大地震が発生した場合や、徒歩帰宅途中に日没などにより帰宅を断念した場合は、徒歩帰宅できない場合に利用することが規定されます。

新宿区 洪水  
ハザードマップ

新宿区 土砂災害  
ハザードマップ

新宿区 けが・攪拌  
ハザードマップ

※詳しい情報をお知りになりたい方は、右のQRコードよりご確認ください。



**東京都防災アプリ**

いつも・いざというときにも役に立つ、東京都公式の防災アプリです。楽しみながら防災の基礎知識を得られます。

日頃から、自分の会社から避難場所や帰宅困難者一時滞在施設などをチェックして、緊急時に目的地への行き方など活用できるようにしておきましょう。

QRコードより登録できます

Android ios

給水所・応急給水槽

区役所・特別出張所

消防署・消防出張所

警察署・交番

公衆電話

神社

**避難手順**

**避難のタイミングによって生死が分かれる場合があります。**

① **現在地（会社など）の状況確認**  
※むやみに動くとは危険な場合があります。  
※安全が確認できたら、会社などその場に留まることも考慮してください

② **危険を感じたら** 以下のいずれかに避難してください  
○ 一時集会场所 ○ 避難所（学校など）  
◎ 避難所及び医療救護所（小・中学校）  
● 広域避難場所  
※緊急時は、行動指示を出す人がいない場合があります。自分の判断が大事。

③ **帰宅が困難な場合は**  
● 帰宅困難者一時滞在施設  
※帰宅が困難な場合は、一時滞在施設で、一晩過ごすことができます。

※詳しい情報をお知りになりたい方は、右のQRコードよりご確認ください。

# ⚠️ 若い人の力を借りて ..... これからの防災

新宿のような大都市でも高齢化が進み、地域のつながりも希薄化しています。昼間、災害が発生すると、避難行動の担い手が地域にいないことがあります。一方で、若い人の中には、災害時に人の役に立ちたいと思っている人がたくさんいます。どのようにつながっていくことがよいのでしょうか？

**栗山 章** *kuriyama akira*

オールシーソリューション株式会社

2002年会社設立、代表取締役就任。  
2006年から防災事業に取り組む。  
新宿法人会 西新宿第5支部長

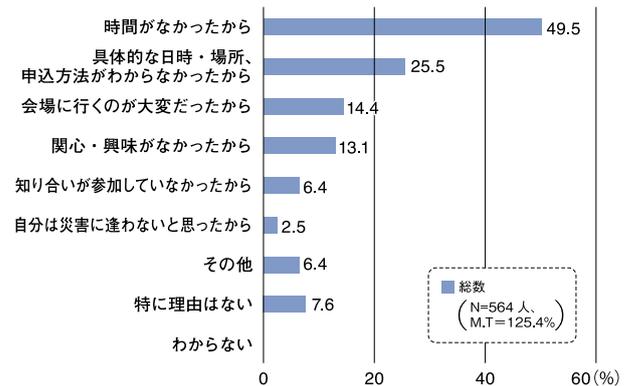
今年8月、東北・北陸地方で線状降水帯による河川の氾濫等の被害が発生しました。当社の防災アプリ利用者で被災地域にお住まいの方へ緊急アンケートを実施したところ、避難した人はゼロ、多くの人は大丈夫と判断して仕事を優先していたことがわかりました。朝から大雨が降っていても、多くの働く世代は仕事で家を留守にします。平日の昼間帯に災害が発生すると、その地域にはお年寄りと学校に通う子どもたちしかいないということがあり得ます。日頃から災害に対する心構えや備えをしておくことが重要です。ハザードマップを活用して、危険箇所や避難場所を事前に確認し、避難経路をあらかじめ把握しておくことで、より早く安全に避難することができます。また、室内の安全対策、非常持ち出し品の点検を行い、家族との安否確認方法を話し合っておくことも大事です。

首都圏、特にサラリーマン世帯では、地域にいる時間が少ないため、近所づきあいが希薄化して、地域活動の担い手不足、自治会・町内会の役員の高齢化が進むとともに、役割が集中し、人も固定化する傾向があります。一方、防災に対する意識は高く、「防災力を高める」ことについてのニーズも高いです。東日本大震災時には、日頃から地域とのつきあがない人は、災害時の避難方法や避難先を知らないため、うまく避難できなかったり、避難先で協調できなかったりする場合もあったそうです。「若い世代」「ひとり暮らしの世帯」「居住年数が浅い世帯」と一緒になって地域のコミュニティを築いていくことが重要になっています。まずは、防災訓練で顔を合わせることから始めてはいかがでしょうか？

内閣府の調査では、防災訓練に参加・見学したことがない理由は「時間がなかったから」が約50%

で最も高く、次いで「具体的な日時・場所、申し込み方法がわからなかったから」となっています。時間を短くする、SNSで周知する等、参加しやすい工夫もできます。新宿区もいろいろな情報を発信しています。区のホームページを確認してください。若い人たちの力を借り、一緒になって地域の防災力を高めることがこれからの防災には必須です。

防災訓練に参加・見学したことがない理由（複数回答）



## ポイント

1 日頃から災害に対する心構えや備えをしておく



2 若い世代と一緒に地域コミュニティを築いていく



3 働く世代が参加しやすい防災訓練を実施する



出典：  
新宿区ホーム  
ページ(防災)

参考文献：総務省「地域自治組織のあり方に関する研究会」資料（平成28年12月）、内閣府「防災に関する世論調査」資料（平成29年11月）

## 最後に

これまで5回の連載におつきあいいただき、ありがとうございました。災害の規模は激甚化が進んでいると言われていて、被害を少しでも小さくするため、事前の備えや社員の出社見合わせといった判断が経営者には求められます。皆さまが事業を営む地域の防災力向上に、少しでも役立つ記事をお届けすることができていたら幸いです。

## 税金

なんでも

Q&amp;A

事業主の方、企業等の経理に携わっている  
方々からの相談が多い事例を中心に、  
税理士の山本高志先生がズバリお答えします。

## 新型コロナウイルス感染症の影響で休業させられた従業員に支給した休業手当は年末調整する必要がありますか？

東京税理士会  
新宿支部 副支部長 税理士 山本 高志

平成22年7月から1年間、新宿税務署長を務め、平成23年、税理士事務所を開設。専門誌に、「終末への税務の備え」、「税理士制度クロニクル」、「条説税理士法案内」、「新宿の鼠」などを連載。法人会では、「はじめての簿記」講座などの講師を担当。

TEL : 03-5989-1846 FAX : 03-5989-1847

Yamamoto  
Takashi



**Q** 当社は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、従業員を休業させ、その従業員に「休業手当」を支給していました。この手当については、給与に含めて年末調整する必要があるのでしょうか？

**A** 給与の支払いを受ける人は、勤務先から通常支給される給料や賞与以外にも、労働基準法に規定されている各種の手当等の支給を受ける場合があります。

このうち、労働基準法の規定に基づいて、労働者が業務上の負傷等により休業した場合に支給される「休業補償」は所得税法の規定で非課税とされていますが、お尋ねの「休業手当」については、そのような非課税規定はありません。したがって、その支給の際に所得税の源泉徴収をしていただくとともに、年末調整の対象となる給与の総額に含めて計算していただく必要があります。

ただし、勤務先から休業手当を受け取っていない雇用保険法の被保険者に対して、国から直接給付される新型コロナウイルス感染症対応休業支援金などには、同法の規定で租税は課されないとされ、年末調整の対象となる給与の総額に含めて計算する必要のないものもあります。

「休業手当」の支給根拠をよく吟味することも重要です。

**Q** 分かりました。ところで、令和4年の年末調整を進めるに当たって、昨年と比べて変わった点として、どういうものがあるか併せて教えてください？

**A** 「住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除」について、その適用期限の延長等があり、

適用要件等の見直しもありました。

「社会保険料控除及び小規模共済等掛金控除」の適用を受ける際に「給与所得者の保険料控除申告書」に添付することとされている「控除証明書」の提出方法について、従来の書面による提出や提示に代えて、一定の電子データによる提供が認められるなどの提出方法が追加されました。

その他、「短期退職手当等に係る退職所得の金額の改正」や「みなし配当の額の計算方法の見直し」がありましたので、このような所得が含まれるという場合には注意をしてください。

**Q** 教えていただいたことを参考に、そろそろ年末調整の事務の準備を始めたいと思いますが、留意することがあれば教えてください？

**A** そうですね、例年は、年末調整の時期に、税務署から源泉徴収義務者宛に送付されていた「年末調整のしかた」、「源泉徴収税額表」や「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き」について、本年からその送付が廃止され、代わって昨年からの改正事項や国税庁ホームページなどを案内したリーフレットが送付されることになりました。つまり、具体的な事項は国税庁ホームページで確認していただくこととなります。

計  
報

本誌にて7年の長きにわたり「税金なんでもQ&A」の記事をご執筆いただいた山本高志先生が10月2日にご逝去されました。ご訃報に接し、心よりご冥福をお祈り申し上げます。本号をもちましてこの連載は終了となります。執筆ありがとうございました。



# 税務調査は詰めで決まる

ある現金商売の法人の現況調査で代表者個人名義の預金通帳が出てきました。毎日、一定のラウンド数字（1万円とか5万円のように切りのよい数字）での現金入金があり、貯まると出金されていました。どうも売上金の中から一定金額をつまんで抜いているように想定されますが、売上を抜いているという証拠が捕捉できていません。また、この通帳の入金は振込みや小切手入金といった記号等がついていませんので、誰からの入金かも特定できませんでした。ATMから入金されていますが、その都度ATMの場所が動いており、店舗の近くや代表者の住所地とは限らないのです。さあ、皆さんが調査官ならどうしますか？

これだけの条件では売上除外の推定はできますが、認定をすることはできません。なぜなら現金には色がついていませんので、相手先はもとより損益科目の入金かどうか特定できないからです。私が代表者なら、「日頃から会社や知人に金銭の融通をしており、その返済金が入金されているだけなので、何か問題でもありますか」と回答しますね。会社からの借入金の返済であれば、金銭出納帳にその日の返済金額が代表者名義の入金額より多くなければつじつまが合いませんね。代表者にいわゆる時貸しの原始記録（メモ類）の提示を求めたり、個人の収入状況から時貸しの原資を説明してもらうことから始める必要があります。仮に、原始記録が残っていない場合や物理的に個人の資産から貸せるだけのものが無かった場合でも、売上除外での否認は難しいでしょう。

もう一つの事例として、同じく代表者名義の預金に取引先からの振込入金があったことから、調査官は振込先に反面調査を行った結果、売上除外であることが判明しました。この売上除外の相手科目は

何になるのでしょうか？

この預金は個人の公共料金の支払やローンの返済等の生活費も含まれています。従って、普通預金として会社に受け入れることはできません。この売上除外分はすでに費消されていますので、原則的には代表者への報酬、つまり認定賞与として法人税の他に源泉所得税が課税されます。ここで代表者から売上除外分について、分割で必ず会社に返済するから、貸付金処理にしてほしいという嘆願があった場合にどうするかです。

ここからは国税当局の裁量になりますが、過去において不正行為を行っていないか、あるいは金銭的に返済が可能なものなのか等を総合勘案して判断するものと思われます。仮に代表者への貸付金処理とした場合には、法人と代表者の間で金銭消費貸借契約書の締結と、振替伝票を作成し、具体的な返済計画を提出すれば認められることになります。この場合、貸付金に対する利息相当分については認定報酬となりますので源泉所得税が課税されます。

なお、途中で不履行が生じた場合には改めて認定賞与となりますので注意が必要です。

## 牧野義博（まきの・よしひろ）

東京国税局調査部において特別国税調査官、統括国税調査官、調査開発課長等を経て八王子税務署長を最後に退官。東京都新宿区で税理士登録。著書には「ザ・税務調査1～3」「税務トラブルと債務の確定」（大蔵財務協会）ほか専門誌等に執筆。HPは「牧野義博税理士事務所」で検索。全国各地で講演会も行っている。



各種  
セミナー

## 報酬・料金等の源泉徴収事務セミナー

開催日時：令和4年8月23日(火) 13:30～16:30  
 会場：新宿法人会館 3階会議室  
 講師：新宿税務署 法人課税第3部門 上席国税調査官  
 高橋 亜衣 氏  
 新宿年金事務所 厚生年金適用調査 第2課  
 安達 凜 氏  
 参加人数：192名(内オンライン173名)

二部構成で行い、第一部は「源泉徴収の対象となる報酬・料金等の範囲とは」「給与所得と事業所得等の判断基準に

ついて」を実例や練習問題を交えてご説明いただきました。  
 第二部は「10月より改正される社会保険適用拡大について」と題しまして、今年度10月より適用範囲が拡大される社会保険について、「誰が」「どこまで」適用され、何が変わるのか?を図を交えてわかりやすく解説いただきました。  
 受講者からは「説明を聞くことによって、新たな発見もあった」「現状自社では発生しない報酬についても学ぶ事ができ、今後新たに取引発生した際に役立てる事が出来そうだ」等ご好評いただきました。

## やさしい法人税のしくみ

開催日時：令和4年8月26日(金)～9月16日(金)  
 毎週金曜日 全4回 13:30～16:00  
 会場：新宿法人会館 3階会議室  
 参加人数：29名



講師  
 新宿税務署  
 審理専門官  
 法人課税事務担当  
 西奥 由浩 氏  
 (8/26)



講師  
 新宿税務署  
 法人課税第1部門  
 上席国税調査官  
 佐瀬 貴光 氏  
 (9/2、9、16)

初めて法人税法を学ばれる方やもう一度基礎から学びたい方を対象に、税務署の法人税担当官が講師となり、①法人税の基礎、②収益の税務、③費用の税務、④税額計算と申告・納付についての講座を行いました。解説を聞くだけではなく、確認テストを行うことでより理解が深まる講座となりました。

## 西部ブロック 研修会・交流会



## メンタリスト日本チャンピオンに学ぶ みんなに好かれるズルい会話術 ～人間関係が劇的に変わる!～



講師  
 メンタリスト、  
 ビジネス心理  
 コンサルタント  
 大久保 雅士 氏

開催日時：令和4年9月8日(木) 17:30～20:30  
 会場：新宿法人会館 3階会議室  
 参加人数：38名

コロナ禍のため3年ぶりの開催となった特別講演会の講師に、「メンタリズム・バトル・ロワイアル2016」で日本一になった大久保先生を招き、メンタリズムを用いた「みんなに好かれるズルい会話術」についてお話いただきました。まず、円滑にコミュニケーションを取るには「好かれる」「信頼される」ことが大事だと話され、そこで、どう好かれるか?好かれる人の特徴を3つ解説されました。

①天邪鬼スイッチ(心の抵抗)を回避する。これは言葉での過度な説明・提案・指導はどれだけ有益な情報でも聞く耳を閉じてしまうため、受容(相手の気持ちを聞く)・共感(相手の気持ちに共感)・承認(相手の願望を口



にする)で天邪鬼スイッチを回避。

②相手を心配して心をつかむ。人の悩みは尽きない。そこで、会話に心配な気持ちを付加し、悩みを共有することで相手は好意を寄せる。

③効果的な褒め方を心得ている。効果がある褒め方は1.本人がいないところで褒める(ウィンザー効果)2.離れたところで聞こえるように褒める(カクテルパーティー効果)3.第三者に紹介しながら褒める(ティーアップ効果)これで相手の承認欲求を満たす。

特に印象に残ったのは、②のケースで遠慮や見栄で本音が言えない相手に本音を聞き出す「正直どう?」というフレーズ。例えば「何か困ったことがあるんじゃない?」と聞くと大体の人は「大丈夫です」と答えるが、「何か困ったことがあるんじゃない?正直どう?」と聞くと、本音を言っても良い状況で嘘をつくことは言動の不一致で気持ちが悪くなり、本音を言ってしまうということ。

笑いもあり大変楽しく為になるセミナー、ありがとうございました。

(文：西新宿第3支部 支部長 原瀬 博利 氏)

活動  
 報告

法人名	住所	事業内容	所属支部
有限会社 エムアンドエス	歌舞伎町1-15-8	不動産賃貸業	東部・歌舞伎町支部
株式会社 クレディインターナショナル	西新宿1-13-12	浴場施設や飲食店等の運営	西新宿第1支部
旭ハウジング 株式会社	西新宿1-19-5	自社施工注文建築・不動産業・賃貸管理業・税務コンサル	西新宿第1支部
株式会社 オールインサイト	西新宿2-4-1	保険代理業	西新宿第1支部
株式会社 ウィンワーク	西新宿3-2-7	人材派遣、業務請負、人材紹介	西新宿第2支部
株式会社 佐藤商会	西新宿3-5-12	不動産賃貸業・デザイン業	西新宿第2支部
Zero-Zero 株式会社	西新宿3-9-7	大学スポーツ留学斡旋	西新宿第2支部
ジャパン・インディメト・リサーチ&コンサルティング 株式会社	西新宿7-4-4	リスクマネジメントに関する調査コンサルティング業	西新宿第4支部
SBSフレック 株式会社	西新宿8-17-1	物流業、食品の輸送及び保管	西新宿第5支部
合同会社 カルナ	北新宿4-22-4	福祉サービス業	北新宿支部
CE HUMAN RESOURCES 株式会社	百人町1-18-4	人材紹介	百人町支部
株式会社 エーケイコーポレーション	大久保3-8-3	不動産の売買及び保有、有価証券の売買及び保有	大久保支部
一成 株式会社	西早稲田2-18-20	建設業	西早稲田支部
株式会社 ジーピー	高田馬場1-28-18	玩具の製造及び販売	高田馬場東支部
サブトニックMC 合同会社	中落合1-14-32	経営コンサルティング	落合第1支部
有限会社 昭和薬品	上落合1-24-8		落合第3支部
居酒屋 けんちゃん	上落合3-30-10	サービス業・飲食店	落合第3支部
株式会社 ウィルオブ・チャレンジ	新宿3-4-1	事務アウトソーシング、行政アウトソーシング	地区外
株式会社 INFELIAL	四谷2-8	飲食コンサルティング事業、シャンパン、IQOSデコレーション製作・販売	地区外
株式会社 アスプランニング	中央区日本橋小伝馬町21-1	生命保険代理業、損害保険代理業	地区外
井手政紀税理士事務所	中央区日本橋横山町3-1	税理士	地区外
株式会社 セイズホーム	葛飾区立石8-25-3	建設業	地区外
株式会社 国際エクスプレス	品川区東品川4-12-6	総合物流	地区外
株式会社 クレディセゾン	豊島区東池袋3-1-1	金融業	地区外



中小企業向けの税制の  
優遇措置を多数掲載！

税制上、新たに設備投資を行うとか新製品の開発のための試験研究をするといった場合、様々な措置が講じられています。大企業と比較して経営基盤の弱い中小企業の経営を支援するため、更なる優遇措置や適用範囲の拡充が行われています。本冊子では、各種優遇措置の内容を分かりやすく伝えるだけでなく、各種優遇措置を誤って適用しないよう配慮しています。

- 税務上の中小企業とは
- 税金の計算における中小企業の優遇措置
- 人材活用における中小企業の優遇措置など

## 法人会から 小冊子 プレゼント

ご希望の方は法人会事務局まで、下記QRコード、メール、FAX または電話（平日午前9時～午後5時）にてお申してください。

- (1) 申込者名（法人の場合は、会社名とご担当者名）
  - (2) 連絡先 TEL・FAX
  - (3) 小冊子郵送先住所
  - (4) 希望の小冊子名及び必要部数  
※1タイトルにつき2冊まで
- 以上をお知らせください。本の引き渡しはメール便にて対応させていただきます。

先着100名様



その他の小冊子もプレゼントしております。詳しくは新宿法人会ホームページをご覧ください

新宿法人会

検索

FAX 03 (3371) 3834  
TEL 03 (3371) 3821  
info@shinjuku-hojinkai.or.jp



消費税の全体像や各規定の  
繋がりなどが理解できる！

消費税実務のポイントを確実にマスターできるように、日頃の業務で必須、頻出するものを抽出。

また、令和元年10月から導入されている軽減税率制度と区分記載請求書等保存方式の解説だけでなく、令和5年10月からはじまる日本型インボイス制度（適格請求書等保存方式）についても、制度の概要や基礎知識として知っておかなければいけない項目をコンパクトにまとめて掲載してあります。

- 消費税のしくみ
- 軽減税率～税率8%のものとは？
- 会計処理と総額表示制度
- インボイス制度って何だ？

など

## 今後の法人会イベント

# 11月

時間	名称：内容	会場	オンライン配信
7日(月) 17:00～19:00	<b>落合ブロック研修会</b> 〈第1部〉インボイス制度について 講師：新宿税務署担当官 〈第2部〉特別講演会 ピンチはチャンス！夢を叶えるヒント ～笑いは一番の健康法～ 講師：キャスター 林家 ます子氏	高田馬場 F・Iビル 8階 多目的ホール	—
11日(金) 14:00～16:30	<b>年末調整説明会</b> 講師：新宿税務署担当官、新宿区役所担当者	B I Z新宿 1階 多目的ホール	○ 10/17～12/23
14日(月) 13:15～16:40	<b>決算法人説明会</b> 講師：小坂 亮太 税理士、新宿税務署担当官	法人会館3階	○
18日(金) 10:00～11:30	<b>新宿税務署長講演会</b> 講師：新宿税務署長 成相 明子氏	B I Z新宿 1階 多目的ホール	—
24日(木) 13:30～16:00	<b>新設法人説明会</b> 講師：新宿税務署担当官	法人会館3階	—

# 12月

時間	名称：内容	会場	オンライン配信
13日(火) 13:15～16:40	<b>決算法人説明会</b> 講師：春木 智彦 税理士、新宿税務署担当官	法人会館3階	○
16日(金) 13:30～16:00	<b>新設法人説明会</b> 講師：新宿税務署担当官	//	—

## BOOK REVIEW

紀伊國屋書店  
ブックソムリエが選ぶ **おすすめ本**



### 『落語の凄さ』PHP新書

出版社：PHP 研究所  
著者：橋 蓮二

新宿末広亭は、生で演芸を味わえる新宿にとって大切な場所。

演者の姿を撮り続ける演芸写真家 橋蓮二が5人の落語家師匠と対談。お相手は春風亭昇太、桂宮治、笑福亭鶴瓶、春風亭一之輔、立川志の輔と豪華。経歴もバラバラなら、落語との向き合い方もそれぞれ。

演芸写真家になって28年の信頼関係が築いた、著者だからこそ引き出せる、踏み込んだ話題が面白い。長く師匠たちの傍で見続け、撮り続けていたのだという事が、話の流れの中で度々感じられる。

表紙を見ても、橋さんの写真は高座で囃をしている一瞬が切り取られている。機会があれば是非、他の著書も見たい。出番待ちの姿を取った写真などは、凜として静かな佇まいにハッとして見入ってしまいます。

寒い季節にちょっと凄落語を見に寄ってはいかがでしょう。紀伊國屋寄席は毎月開催しております！

紀伊國屋書店 <https://www.kinokuniya.co.jp/>

## 珈琲たいむ

coffee time



毎朝の通勤にはバスを利用している。家からバス停までの道すがら、大きな幹線道路の植込みにはツツジが植えられている。4月頃になると、ツツジたちは一斉に鮮やかな濃ピンクの花を咲かせる。花が終わると枝葉が伸び、今度は新緑に覆われる。8月半ばになると剪定され、涼やかになった植込みを見てこちらの気持ちも清々しくなるものだ。

しかし最近、植込みにポイ捨てされたゴミが目立つようになった。トンクを買い、ゴミ拾いをしようと思ったのは、毎年末に行われる法人会でのボランティア清掃に参加してきた影響が大きい。

日曜日の早朝、ゴミ袋とトンクをもって家からバス停までのゴミ拾いを敢行。紙類、ペットボトル、缶…。ふと気づいた。多くのゴミは、密集した枝の隙間に突っ込むように捨てられている。新緑に覆われていた間、ゴミは葉に隠されていたが、夏の剪定により枝の間々にあるゴミが目立つようになっただけなのだ。ゴミを捨てる人は、枝葉の中に突っ込んでわからないようにしているということ。ポイ捨てるだけでなく、それを隠すような行為に腹立たしさを覚えたが、娘にその話をしたところ、「ゴミを捨てるときにも“悪いなあ”って気持ちがあるのね」と返ってきた。なるほど、人の心をそう解釈できる良心もあるのか。私の根性もまた悪かったかなあ。定期的にゴミ拾いは続けていこう。（後期高齢者突入おばさん）

イベント予定

**SHINJUKU** 2022  
第222号 11

2022年11月1日発行

〔発行所〕公益社団法人 **新宿法人会**  
東京都新宿区北新宿1-19-19  
TEL 03-3371-3821(代)  
FAX 03-3371-3834  
<https://shinjuku-hojinkai.or.jp>

〔発行人〕会長 高野 吉太郎  
〔編集〕広報委員長 稲葉 和久  
〔デザイン・印刷〕  
有限会社 J-ART

税に関する

# 絵はがきコンクール

## 受作品のご紹介

### 最優秀賞



落合第三小学校 6年 一見春翔さん

### 法人会長賞



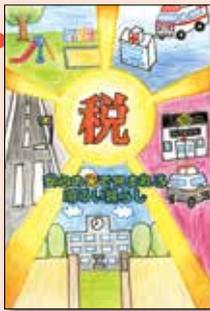
戸山小学校 6年 坂田 梨桜さん

### 女性部会長賞



落合第一小学校 6年 原澤 和花さん

### 税務署長賞



落合第一小学校 6年 安藤 虎之介さん

### 区长賞



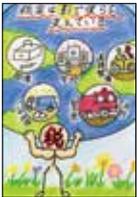
大久保小学校 6年 寺尾 凌大さん

### 都税事務所長賞



西戸山小学校 6年 吉田 明恵さん

### 優秀賞



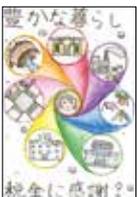
高頭和哉さん  
淀橋第四小学校 6年



梅田すみれさん  
淀橋第四小学校 6年



山口万理恵さん  
戸山小学校 5年



下間宥奈さん  
西戸山小学校 6年



三嶋彩莉さん  
西戸山小学校 6年



伊丹綾彩さん  
戸塚第一小学校 5年

### 努力賞



木村真白さん  
落合第六小学校 6年



中村康平さん  
戸塚第三小学校 6年



塚本暢子さん  
天神小学校 6年



国税庁 e-Tax キャラクター イータ君

申告時に提出する「法人事業概況説明書」に『新宿法人会 会員』と記入しよう♪



新宿法人会は e-Tax を推進しています